

食品産業事業者 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報」の提供について

令和5年1月31日付けで企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）が改正・施行され、令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」という。）に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄が新設されました。この記載欄は、TCFD^{※1}及びISSB^{※2}での議論や我が国資本市場におけるサステナビリティ情報のニーズの高まりを背景に、令和4（2022）年6月に取りまとめられた金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を踏まえて導入されたものであり、企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について開示を行うこととされています。そして、TCFDの提言では、食品業界について、GHG排出量削減への取組として、食品廃棄物の削減とリサイクルについての開示が示されています。

また従前から、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第4号）においては、食品関連事業者は、「食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況についての情報」を提供することとされています。

他方で、近年、2020年における世界全体のESG投資が2016年比で1.5倍（日本では約6倍）に急伸する^{※3}など、投資家によるSDGs達成に向けたESG投資が増加し、また、9割以上の投資家がサステナビリティへの取組を重要視している^{※4}という情勢にあります。

こうした状況の下、食品産業事業者の皆様におかれては、食品特性等の各企業の状況や、投資家との対話を踏まえつつ、今後の企業の様々な情報開示において、サステナビリティ情報の開示の一環として、食品循環資源の再生利用等の情報提供を進めていくことをご検討願います。また、その際には例えば下記内容を記載していくことが考えられます。農林水産省としては、これら記載内容の質と量が充実していくよう、食品産業事業者の皆様との継続的な対話・サポートを進めていきたいと考えています。

記

〔記載内容の例〕

- ・食品廃棄物の発生抑制としての製造・流通の合理化の取組（発注、製造工程の改善等）
- ・上記によってもなお発生する、未利用食品の活用の取組（フードバンク等への寄附等）
- ・食品循環資源の再生利用の取組（飼料化、メタン化等）

※ 可能な限り、発生抑制等の数量、目標値など、定量的な情報を含めた開示が望まれます。

※1 TCFD：気候関連財務情報開示タスクフォース。金融安定理事会（FSB）の下に設置。

※2 ISSB：国際サステナビリティ基準審議会。

※3 【出所】「Global Sustainable Investment Review 2020」（Global Sustainable Investment Alliance）

※4 【出所】「ESG投資の進化、Society5.0の実現、そしてSDGsの達成へ—課題解決イノベーションへの投資促進—」（経団連・東京大学・GPIF）企業・投資家向けアンケート結果